## ST2012(第5版)の経過措置



1. ST2016基準の実施日:平成28年4月1日

2. 経過措置: (1) 平成30年3月末までは、ST2012(第5版)基準でも申請を 受け付ける。(ダブルトラック)

> (2) 平成30年4月1日からは、全てST2016基準で対応する。 (経過措置終了)